

# 河内長野市立スポーツ施設

## 指定管理者 募集要項

### 《対象施設》

河内長野市立市民総合体育館

河内長野市立大師総合運動場

河内長野市赤峰市民広場

河内長野市立下里総合運動場

河内長野市立天野少年球技場

河内長野市立寺ヶ池公園野球場

河内長野市立寺ヶ池公園庭球場

河内長野市立大師庭球場

河内長野市立荘園庭球場

河内長野市立武道館

河内長野市立岩湧野外活動広場

河内長野市立寺ヶ池公園プール

河内長野市下里運動公園



平成28年7月

河内長野市教育委員会

目 次  
《河内長野市立スポーツ施設指定管理者募集要項》

1. 指定管理者選定の目的	1
2. 施設の概要	1
(1) 名称、所在地	
(2) 施設概要	
(3) 施設所管課	
3. 業務の範囲	2
(1) 業務の範囲	
(2) 法令の遵守	
(3) 責任分担	
4. 指定管理期間等	2
5. 収入及び経費に関する事項	2~3
(1) 収入	
(2) 自主事業	
6. 施設の利用状況	3
7. 指定管理料と利用料金の実績	4
(1) 指定管理料及び利用料金の実績	
(2) 指定管理料の支払方法	
8. 損害賠償保険等への加入	4
9. 申請資格等	4~5
(1) 申請資格	
(2) 欠格事項	
(3) 失格事項	
10. 申請の手続き	5~6
(1) 募集要項の配布	
(2) 提出書類	
(3) 説明会	
(4) 募集に係る質問及び回答	
11. 指定管理者の候補者の選定	6~8
(1) 指定管理者の選定方法	
(2) 評価項目	
(3) 審査結果の通知	
(4) 選定結果の公開	
(5) 指定管理者の指定	
(6) 留意事項	
(7) その他条件の提示	
12. 協定の締結	8~9
(1) 基本的な考え方	
(2) 主な基本協定内容	
(3) 協定の締結に際し必要な事項	
(4) 協定が締結できないときの措置	
(5) 事務・業務の引継ぎについて	
13. その他	9
(1) 著作権の帰属	
(2) 費用の負担	
(3) 資料の取扱い	
(4) 施設の休止を要する大規模な修繕予定	
14. スケジュール	9~10
15. 資料等	10
(1) 資料編	
(2) 様式編	

## 1 指定管理者選定の目的

---

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

本市においても、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき民間のノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的、効率的な運営が期待できる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を図り、制度の活用により、多様化・高度化する住民ニーズへの対応と、施設の設置目的の実現に努めてきました。

本市のスポーツ施設においては、「市民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、青少年の健全育成並びに市民の体力向上に資する」という設置目的を前提とし、スポーツ施設運営のノウハウを持った指定管理者に、独自の創意工夫を活かした施設運営を行っていただくことで、市民サービスの向上及び施設の集客向上を促進し、これにより、生涯スポーツ振興の増進が図られることを目的として、平成24年度から指定管理者制度を導入しています。

河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、現在、指定管理者制度を導入している河内長野市立のスポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）について、平成28年度末で指定管理期間が満了することに伴い、上記設置目的と今年度から始まった河内長野市第5次総合計画・分野別計画施策No.17「生涯スポーツ活動の振興」に記載する10年後のめざす姿「スポーツに取り組む環境づくりが進み、誰もがスポーツに親しむことができ、地域コミュニティ形成や市民の健康づくりにつながっています。」を実現するために、河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則に基づき、次のとおりスポーツ施設の管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

当施設の管理運営業務に関心のある方は、当募集要項に記載している条件等を十分ご確認のうえご応募ください。

## 2 施設の概要

---

### （1）名称、所在地

名 称 河内長野市立市民総合体育館 ほか12施設

所在地 河内長野市大師町25番1号 ほか

※対象施設数及び施設概要については、【資料1】を参照してください。

### （2）施設概要

【資料1】及び業務仕様書【資料2】をご参照ください。

※13施設の一体管理となります。一部の施設のみの管理はできません。

### （3）施設所管課（以下「担当窓口」という。）

河内長野市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ振興課

河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所7階

T E L : 0721-53-6591 F A X : 0721-53-1198 (代)

E-mail : bunka-sports@city.kawachinagano.lg.jp

### 3 業務の範囲

---

#### (1) 業務の範囲

別添業務仕様書【資料2】をご参照ください。

#### (2) 法令の遵守

管理運営にあたっては、次に掲げる法令等に基づいて行うこととします。ただし、指定管理期間中に下記法令等に改正があったときは、改正された内容によります。また、改正に伴い費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定するものとします。

- ① 地方自治法及び同法施行令
- ② 河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
- ③ 河内長野市立市民総合体育館設置条例
- ④ 河内長野市立市民運動場設置条例
- ⑤ 河内長野市赤峰市民広場条例
- ⑥ 河内長野市立武道館条例
- ⑦ 河内長野市立岩湧野外活動広場条例
- ⑧ 河内長野市都市公園条例
- ⑨ 河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則
- ⑩ 河内長野市個人情報保護条例及び同施行規則
- ⑪ 河内長野市情報公開条例及び同施行規則
- ⑫ 河内長野市行政手続条例及び同施行規則
- ⑬ 河内長野市情報セキュリティポリシー
- ⑭ 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング導入指針
- ⑮ 河内長野市暴力団排除条例及び同施行規則
- ⑯ その他、労働基準法、消防法、最低賃金法など関係法令

#### (3) 責任分担

管理運営業務に関する責任分担については、別添「リスク分担表」【資料3】のとおりとします。

### 4 指定管理期間等

---

指定管理期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とします。

但し、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理期間中であっても指定を取り消すことがあります。なお、指定管理者は、協定書締結の日から業務開始の前日までの期間に準備行為を行うことができます。

### 5 収入及び経費に関する事項

---

#### (1) 収入

指定管理者の収入は、以下のとおりとします。

- ① 利用料金収入  
具体的には、下記のオーパス収入分、窓口収入分、券売機等収入分  
・ 施設の利用料金（グラウンド、競技場、部屋の借上料）  
・ 施設の付属設備利用料金（総合体育館マイク代など）  
・ ナイター照明料金 ※カード販売またはチャージ

- ・シャワー料金 ※コイン式
- ② 指定管理料  
市から施設管理業務に支払う経費
- ③ その他収入  
指定管理業務内における事業収入
  - ・トレーニング機器利用講習会参加料
  - ・トレーニング相談指導料 など

施設の利用に係る利用料金及びその他収入の総額が、指定管理者が定めた当初予算額を超えた場合、その額の5割を河内長野市に還元するものとします。

なお、利用料金の金額については、条例に定められた金額を上限として、その範囲内で教育委員会の承認を得て指定管理者が定めることができます。

利用料金の減額又は免除については、条例や教育委員会の基準に従ってください。

$$\begin{aligned}
 & \text{〔指定管理料の算出〕} \quad \text{指定管理料} = \text{管理運営経費} - \text{利用料金収入} - \text{その他収入} \\
 & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{※但し、自主事業における収入並びに経費は除く}
 \end{aligned}$$

## (2) 自主事業

自主事業は、設置目的の範囲内において、利用状況等も考慮の上、利用促進やサービスの向上のために、自らの創意工夫やノウハウを活かし自らの費用で施設を使用して、あらかじめ市の承認を得た上で実施する事業であることとします。

### 〔自主事業の承認要件〕

- ① 施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又は利用者のサービス向上につながること
- ② 指定管理者が事業の実施及び運営主体になっていること（包括委託等は認めない）
- ③ 指定管理者の自己資金で実施するものであること（指定管理料の流用は認めない）
- ④ 自主事業計画書及び収支計画書、事業の実手法において条例及び仕様書に示す指定管理者の本来業務を十分に実施した上で、さらに支障を来たすことのないと認められること
- ⑤ 事業実施後の指定管理者による原状復帰が可能なこと
- ⑥ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること
- ⑦ 施設運営上の継続性に影響を与えないこと

### 〔自主事業の取り扱い〕

- ① 自主事業における収入及び支出については、指定管理に係る収支に含まないが、指定管理に係る会計と別に会計帳簿を設け、教育委員会への年間収支報告を行うこと。
- ② 自主事業における利用料金は支払うものとし、年間利用実績に計上すること。
- ③ 自主事業の内、自動販売機の設置や物販等については、別に教育委員会より目的外使用許可を受け、条例に定められた行政財産使用料を支払うこと。

## 6 施設の利用状況

---

別添【資料4】をご参照ください。

## 7 指定管理料と利用料金の実績

---

### (1) 指定管理料及び利用料金の実績

市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、440,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。提案者は、本上限額の範囲内で収支計画書から5.(1)のとおり指定管理料を算出してください。なお、利用料金等の実績については、別添【資料5】を参照してください。

### (2) 指定管理料の支払方法

各年度の金額や支払い方法などは、締結する協定書において定めることとします。なお、指定管理料は、原則として2カ月毎の後払いとします。

## 8 損害賠償保険等への加入

---

施設の管理上の瑕疵に起因する事故や事業実施中の事故等、指定管理者の責任において生じた賠償責任については、指定管理者の責任において賠償・補償を行うこととなるため、必要な保険に加入し、当該保険により対応してください。

また、本業務の履行すべき一切の債務の担保として履行保障保険への加入も必要とします。

なお、施設そのものの瑕疵等、市の責任において生じた賠償責任については、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保障保険」の対象となり、市の責任において賠償・補償を行います。

## 9 申請資格等

---

### (1) 申請資格

申請要件は、以下のとおりとします。

- ① 法人、その他の団体であること。（個人による申請は不可）
- ② 指定期間にわたって、安定して本施設を管理運営できる経営能力を備えていること。
- ③ 本社、本店又は主たる事業所、事務所等を、事故など緊急な対応を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ④ 事業者として従業員の公正採用への対応を実施していること。
- ⑤ 障がい者雇用率の達成への取組みなど人権推進への取組みを実施していること。
- ⑥ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。
- ⑦ その他、法令を遵守していること。

[共同事業体で応募する場合]

構成団体の得意分野を生かしながらサービスの向上を図るために、共同事業体として応募することも可能です。この場合は、上記要件に加え、下記の要件も求めます。

- ① 共同事業体は、2つ以上の法人その他の団体で自主結成すること。
- ② 共同事業体内部での業務の分担や責任の所在を明確にしておくため、事前に構成団体に協定を締結し、申請の際にその写しを提出すること。
- ③ 代表団体を選出し、教育委員会との連絡調整は代表団体が行うこと。
- ④ グループには適切な名称を付け、その名称で応募すること。ただし、申請書の記名押印などについては、参加者全員が行うこと。
- ⑤ 申請書提出後の代表者及び構成団体の変更は認めません。

## (2) 欠格事項

指定管理者の申請をすることができない団体は下記のとおりです。なお、共同事業体の場合は、構成団体すべてに適用します。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する団体
- ② 河内長野市から指名停止措置を受けている団体
- ③ 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している団体
- ④ 労働保険（雇用保険・労災保険）又は社会保険（健康保険・厚生年金）に加入していない団体
- ⑤ 金融機関の取引停止処分を受けている団体
- ⑥ 代表者が破産者で復権を得ていない団体又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく手続開始の申立が行われている団体
- ⑦ 代表者が成年被後見人又は被保佐人若しくは未成年者である団体
- ⑧ 代表者が懲役若しくは禁固の刑に処されその執行が終わらない者又は禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留若しくは起訴され判決が確定にいたるまでの者である団体
- ⑨ 市がスポーツ施設の指定管理者の選定についてアドバイザー業務を委託する企業及びこれと特別な関係を有する団体
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人（以下「役員等」という。）となっている団体等、手続き条例第3条第2項各号の暴力団等排除に関連する条項に該当すると認めるとき

## (3) 失格事項

指定管理者指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に下記の事項に該当した場合は、評価を待たずに失格となります。

- ① 申請後、欠格事項に該当することが確認できた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 申請に際して不正行為があった場合
- ④ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ 指定管理料が上限額を上回っている場合
- ⑥ 選定委員等に対して、本件募集についての接触の事実が認められた場合

## 10 申請の手続き

---

### (1) 募集要項の配布

#### ① 配布場所及び配布期間

担当窓口と同様。配布期間は、平成28年7月20日（水）から平成28年8月10日（水）まで  
※土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時30分

尚、募集要項は、配布期間中、下記ウェブサイト中の文化・スポーツ振興課のページからも随時ダウンロードできます。《河内長野市ウェブサイト》<http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>

### (2) 提出書類

#### ① 提出書類

提出書類は「提出書類一覧【資料7】」のとおりです。

なお、電子データ（DVD等）も合わせて提出ください。

② 提出期間

平成28年8月24日（水）から平成28年9月5日（月）17時まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く9時～17時30分（但し、最終日は17時まで）

③ 提出方法

担当窓口を持参してください。提出された書類は提出後、書類の内容を変更することはできません。

**(3) 説明会**

① 参加申込

平成28年7月25日（月）～平成28年7月28日（木）の9時～17時30分までに「説明会参加申込書」【様式8】に必要事項を記入の上、担当窓口にご提出いただくか、電子メール、またはファクスにより送信してお申込みください。

② 説明会

開催日時・・・平成28年7月29日（金）14時から2時間程度

開催場所・・・河内長野市立市民総合体育館 2階 会議室

**(4) 募集に係る質問及び回答**

この要項等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行います。

① 質問の資格

本要項中「9 申請資格等」を満たす者とします。

② 質問の方法

必ず「質問票」【様式9】を使用することとし、担当窓口を持参するか、ファクス、電子メールにより送信してください。（郵送不可）

※ 送信後は必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。

③ 受付期間

平成28年8月1日（月）から平成28年8月10日（水）まで

④ 回答

平成28年8月16日（火）17時頃に、上記ウェブサイト中の文化・スポーツ振興課のページに掲載いたします。

## **1.1 指定管理者の候補者の選定**

---

**(1) 指定管理者の選定方法**

河内長野市公の施設指定管理者選定委員会において、河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条各号の全てに該当する者のうちから、「スポーツ施設指定管理者（候補者）選定審査基準表」【資料8】により、スポーツ施設の管理のために必要な能力及び実績、提案内容等を総合的に審査し、最も適当な団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、申請者が1団体の場合は、候補者として適当であるかの判断を行います。

また、申請者が3団体以下の場合は、「第1次審査」を「第2次審査」に切り替えて、平成28年9月30日（金）に実施します。（申請期間終了後、各申請者に連絡します。）

[第1次審査]

① 第1次審査は事務局で書類審査を行い、選定委員会承認の上、第1次審査通過団体を選定しま



す。

- ② 第1次審査通過団体は、概ね3者を選定します。ただし、同等評価の提出者が3者を超えて存在する場合はこの限りではありません。
- ③ 第1次審査の結果の連絡は、平成28年9月30日（金）に申請者連絡先に記載された「申請に係る連絡先」にメール及び電話で通知します。

#### [第2次審査]

第1次審査通過団体を対象に選定委員会において、書類審査とヒアリングを行い、最優秀者1者、次点者1者を選定します。ヒアリング時の説明は事前に提出された申請書により実施すること（当日の追加資料等持込不可）。なお、選定結果についての問合せ、異義申し立ては一切受け付けません。

#### (2) 評価項目

スポーツ施設指定管理者（候補者）選定審査基準表【資料8】をご参照ください。

#### (3) 審査結果の通知

審査結果の通知は、平成28年10月11日（火）を予定しており、応募者全員に文書で通知します。

#### (4) 選定結果の公開

選定結果の公開については、指定後、市ホームページで、応募団体名・得点を含めて公表します。

#### (5) 指定管理者の指定

教育委員会は、指定管理者の候補者を選定したときは、河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を経て指定管理者として指定します。また、指定管理者として指定したときは、その旨を告示するとともに、指定管理者に通知します。

なお、市議会での議決が得られない場合、又は指定管理者の候補者を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が、議決を得るまでの間に生じた場合は、当該候補者を指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理者の候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

#### (6) 留意事項

- ① 申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ② 受付期限を過ぎた場合、提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。（軽微な修正を除く）
- ③ 提出された書類は理由の如何に係わらず、すべて返却いたしません。
- ④ 提出書類に記載された個人情報、河内長野市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。
- ⑤ 本申請にかかる提案は、一案とします。複数の提案はできません。
- ⑥ 申請後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出してください。

#### (7) その他条件の提示

- ① 下里運動公園管理棟機械警備業務及びプロパンガスの使用契約については、長期継続契約を交

わしていますので、残期間の継続契約が必要です。

- ② 岩湧野外活動広場の業務（保安管理業務、除草清掃業務）については、第三者委託先として、地域の活性化を図るため、教育委員会の指定する地元の管理組合と継続して契約を交わす必要があります。
- ③ 赤峰市民広場管理棟事務所は、市のスポーツ振興を主な目的とした特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会の事務所として使用させます。
- ④ スポーツ施設に設置している自動販売機は、市のスポーツ振興や地域活性化対策のため、特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会や地元自治会が継続して設置するものとします。なお、追加分についてはこの限りではありません。
- ⑤ 本業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又は備品等の調達等を行うときは、入札等により公平性の確保及び効率的な予算執行に努めるとともに、可能な範囲で市内事業者を含めた業者選定を行い、市内産業の振興に配慮してください。
- ⑥ 管理業務を実施するにあたっては、河内長野市第5次総合計画に基づき市が推進する各施策との連携に努めてください。
- ⑦ 岩湧野外活動広場については、指定管理期間内に管理対象施設から除外する場合があります。

## 1 2 協定の締結

---

### (1) 基本的な考え方

教育委員会は、選定委員会の選定結果を参考に決定した指定管理者候補との協議成立後、市議会の議決を経て、指定管理者候補を指定管理者として指定するとともに、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定を締結します。また、各年度の実施事項を定める年度協定を別途締結します。

### (2) 主な基本協定内容（予定）

- ① 指定期間に関する事項
- ② 業務内容に関する事項
- ③ 施設の管理運営に関する事項
- ④ 指定管理料に関する事項
- ⑤ 施設内の物品の帰属及び管理に関する事項
- ⑥ モニタリング及び事業報告に関する事項
- ⑦ 指定期間終了後の引継ぎに関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑨ 個人情報の保護に関する事項
- ⑩ リスク分担に関する事項
- ⑪ その他教育委員会が必要と認める事項

### (3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、教育委員会と指定管理者が協議の上、定めることとします。また、協定書に定めのない事項、または協定書の内容に疑義が生じた場合は、教育委員会と指定管理者との間で協議します。

### (4) 協定が締結できないときの措置

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を

締結しないことがあります。

なお、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化などにより、管理業務の履行が確実でないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

#### (5) 事務・業務の引継ぎについて

選定委員会の選定結果を参考に決定した指定管理者候補とは、平成29年4月の業務開始に向けて、随時、協議や事務引継ぎを行っていきます。なお、その経費については指定管理者の負担とします。

指定期間の終了もしくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

## 13 その他

---

### (1) 著作権の帰属

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、教育委員会は指定管理者の候補者の選定作業及び選定結果の公表等に際し必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出された書類は公文書となり、情報公開の対象となります。

また、申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

### (2) 費用の負担

申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。

### (3) 資料の取扱い

教育委員会が提供する資料は、申請に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、教育委員会の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

### (4) 施設の休止を要する大規模な修繕予定

現時点ではありません。

## 14 スケジュール

---

・平成28年 7月20日(水)～8月10日(水)	募集要項などの配布
・平成28年 7月25日(月)～7月28日(木)	説明会の申し込み
・平成28年 7月29日(金)	説明会
・平成28年 8月1日(月)～8月10日(水)	質問票の受付
・平成28年 8月16日(火) 17時予定	質問票の回答予定日
・平成28年 8月24日(水)～9月5日(月) 17時まで	申請書の受付期間
・平成28年 9月30日(金)	第1次審査(書類)結果の通知
・平成28年10月7日(金)	第2次審査(選定委員会)
・平成28年10月11日(火)	選定結果の通知
・平成28年12月下旬	議会の議決

・平成28年12月下旬	指定管理者の指定
・平成29年 1月中旬	基本協定締結
・平成29年 1～3月	平成29年度事業計画の策定及び 第三者委託の承認等、引き継ぎ
・平成29年 4月1日	年度協定締結
・平成29年 4月1日	業務開始

## 15 資料等

### (1) 資料編

	(ページ)
【資料1】 募集する施設の概要	11～14
【資料2】 スポーツ施設指定管理者 業務仕様書	15～23
【資料3】 リスク分担表	24
【資料4】 スポーツ施設利用状況一覧表	25～26
【資料5】 スポーツ施設利用料金収入状況表	27
【資料6】 指定管理業務にかかる収支予定額算出表	28
【資料7】 提出書類一覧表	29～31
【資料8】 スポーツ施設指定管理者選定審査基準表	32
【資料9】 下里運動公園の利用料金表	33
[基本となる条例及び規則] ※ネット参照	
① 河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例	
② 河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則	
③ 河内長野市立市民総合体育館設置条例	
④ 河内長野市立市民運動場設置条例	
⑤ 河内長野市赤峰市民広場条例	
⑥ 河内長野市立武道館条例	
⑦ 河内長野市立岩湧野外活動広場条例	
⑧ 河内長野市都市公園条例	
⑨ 河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則	

### (2) 様式編

【様式 1-1】	河内長野市公の施設の指定管理者指定申請書（単独法人等用）
【様式 1-2】	河内長野市公の施設の指定管理者指定申請書（共同事業体用）
【様式 2】	団体等の概要書
【様式 3-1~9】	事業計画書
【様式 4-1~6】	収支計画書
【様式 5】	欠格事項に該当しない旨の宣誓書
【様式 6】	共同事業体構成団体一覧表
【様式 7】	指定管理者申請者連絡先
【様式 8】	申請者説明会参加申込書
【様式 9】	質問票